

# 記入漏れや記入不備を減らすための 限度額適用認定申請書の記入のポイント

**！ 被保険者（お勤めのご本人）**の住民税が「課税」か「非課税」かによって申請書の様式が異なりますので、ご注意ください。  
△申請書は複製禁止です。スムーズな審査のため、ご協力をお願いいたします。

## 被保険者の住民税が課税の場合

限度額適用認定申請書をご提出ください。

健康保険 限度額適用認定 申請書 **限**

入院等で医療費が自己負担限度額を超えそうな場合にご使用ください。なお、記入方法および添付書類等については「記入の手引き」をご確認ください。

添付書類**不要**、マイナンバーの**記入不要**

## 被保険者の住民税が非課税の場合※

限度額適用標準負担額減額認定申請書をご提出ください。

健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定 申請書 **減**

低所得（住民税非課税等）に該当される方が、入院等で医療費が自己負担限度額を超えそうな場合にご使用ください。なお、記入方法および添付書類等については「記入の手引き」をご確認ください。

※ 70歳未満の方は標準報酬月額が50万円以下、70歳以上の方は高齢受給者証の負担割合が2割負担の方で、被保険者（お勤めのご本人）の市町村民税が非課税などによる低所得の場合

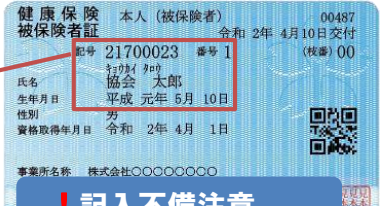
添付書類等については記入の手引きをご確認下さい。

## 記入の注意点(共通)

### 健康保険 限度額適用認定 申請書 **限**

入院等で医療費が自己負担限度額を超えそうな場合にご使用ください。なお、記入方法および添付書類等については「記入の手引き」をご確認ください。

被保険者証	記号(左づめ)	番号(左づめ)	生年月日
	21700023	1	2 01 05 10
氏名(カタカナ)	キョウカイ タロウ		
氏名	協会 太郎		
郵便番号(ハイフン除く)	3100000	電話番号(左づめハイフン除く)	02XXXXXX
住所	茨城 都 道 水戸市001-1△△マンション101		



**！ 記入不備注意**

認定対象者が被扶養者である場合も、**被保険者（お勤めのご本人）**情報をご記入ください。

**！ 記入漏れ注意**

**記入必須項目です。**

**認定対象者が被保険者ご本人であっても必ずご記入ください。**

### ！ 注意点

- 有効期間は申請書を受け付けた日の属する月の1日から**最長で1年間**です。申請書受付月より前の月の限度額適用認定証の交付はできません。日程に余裕をもってご提出ください。  
【月末付近で申請される場合は、ご注意ください】  
例) 1/31(発送) → 2/2(協会けんぽに到着) : 有効期間は2/1～となります。  
1/28(発送) → 1/31(協会けんぽに到着) : 有効期間は1/1～となります。
- 有効期限が切れた場合、**自動更新はされません**ので、再度ご申請ください。
- 70歳以上75歳未満で標準報酬月額が26万円以下の方と83万円以上の方は「高齢受給者証」を提示することで窓口負担額が自己負担限度額までとなるため、限度額適用認定申請書の**提出は不要**です。

被保険者証の記号番号を記入いただいた場合、マイナンバーの記入は**不要**です。

※マイナンバーを記入いただいた場合、身元確認を行うための書類と番号確認を行うための書類の添付が必要です。これらの添付がない場合は、申請書をお返しすることになりますので、ご注意ください。

オンライン資格確認システムを導入した医療機関等にかかる際は

# 限度額適用認定証の準備が不要です

## システム導入前

すべての医療機関等で医療費が高額になりそうなとき、事前に申請し「限度額適用認定証」の準備が必要でした。

令和5年12月末時点  
県内約90.8%導入完了！

## システム導入 拡大中

「限度額適用認定証」がなくても、  
自己負担が限度額までとなります\*

\*オンライン資格確認システムに未対応の医療機関等では「限度額適用認定証」を準備する必要があります。

システム導入済み  
医療機関等はコチラ



### 【医療機関等の窓口で限度額情報を利用するには・・・】

オンライン資格確認システムを導入している医療機関や薬局の窓口で、限度額適用認定証情報の利用に口頭または画面操作で「同意」すれば、「限度額適用認定証」の準備が不要となります。

被保険者が低所得者(住民税非課税等)?

課税者

非課税者

被保険者が低所得者の場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です。

※被保険者が70歳未満で標準報酬月額が53万円以上の方は申請不要です。  
※被保険者が70歳以上で標準報酬月額が28万円以上で高齢受給者証が3割負担の方は申請不要です。

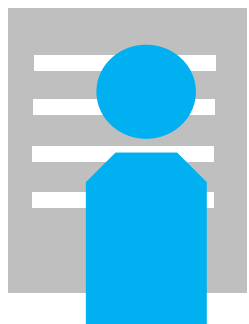
「マイナ保険証」を使用して  
「マイナンバーカードリーダー」の画面で  
「限度額情報を提供する」を選択する

または

「健康保険証」を提示して  
「オンライン資格確認システムで  
限度額情報を利用してほしい」と申し出る



使ってみよう！  
マイナ保険証



医療機関または  
薬局の窓口



患者

○マイナンバーが全国健康保険協会に未登録の場合等、医療機関等において資格確認ができないことがあります。未登録の場合は、全国健康保険協会に『マイナンバー新規(変更)登録申出書』をご提出ください。  
※マイナンバーカードの紛失等により、マイナンバーが変更になった場合も改めて申出書の提出をお願いします。  
○過渡期のため、医療機関等にかかる場合は、『マイナ保険証』だけではなく『健康保険証』もご持参ください。